

各務原市上下水道施設情報管理システム購入仕様書

第一章 総則

第1条 (概要)

この仕様書は、各務原市水道部水道施設課(以下「発注者」とする)で使用する各務原市上下水道施設情報管理システム(以下、「システム」という)の購入に当たり、発注者が受注者に対して要求する事項を定めたものである。

本仕様書に記載されている内容については全てその条件を満たすことが求められるが、受注者による代替案を、発注者、受注者双方の協議の上、発注者が認めた際には、条件を満たしたものとすることができる。また、本仕様書に記載のない事項について、効果的であると考えられる事項については、積極的に提案することとする。

第2条 (目的)

上下水道施設情報の更なる共有化及び一元管理を実現し、業務の円滑化、効率化、高度化を図り、さらに、情報・技術を部内に蓄積することで、日常の維持管理業務や大規模災害において直接あるいは間接的に市民サービスの質を向上することを目的とする。

第3条 (納入期限)

令和8年3月13日(金)まで

※本システムの仮稼働は、令和8年1月13日(火)までに行うこと。また、本稼働は令和8年3月6日(金)までに行うこと。

第4条 (納入場所)

各務原市水道事業庁舎(各務原市三井東町4-32)ほか1ヶ所

各務原市水道事業庁舎(各務原市三井東町4-32)

水道料金事務センター(各務原市那加門前町2-27)

第5条 (契約代金の支払い時期及び方法)

契約金額の支払方法は一括後払いとする。物品の納入が完了した日から、10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第6条 (着手関係書類の提出)

受注者は、納入計画書及び工程表等必要な書類を発注者へ提出し承諾を得るものとする。

第7条 (納入計画)

- 1 受注者は、作業内容を十分に把握し、計画的かつ効率的に実施しなければならない。
- 2 受注者は、納入計画の策定にあたり、工程表を提出して発注者と十分に協議を行い、その承認を得るとともに、手戻り等が生じないように実施しなければならない。
- 3 協議・打合せ事項については、受注者において議事録を作成し提出する。

第8条 (貸与資料)

本件において必要とされる資料は、発注者の指定の手続きにて貸与する。なお、貸与された資

料は他への転用や紛失がないよう充分注意し、使用後は発注者に速やかに返却するものとする。
また、発注者の業務で必要な場合、速やかに閲覧が可能な対応を行うものとする。

第9条 （機密保持）

本件を通じて知り得た秘匿を要する事項を第三者に漏らしてはならない。また、借用した資料及び成果品等を発注者の許可なく、第三者に公表、貸与又は使用してはならない。

第10条 （納入品の帰属）

受注者が契約に従い発注者に納入する納品物の所有権は当該成果物が納品された際、受注者から発注者へ移転するものとする。但し、受注者及び第三者が従前より有していたソフトウェアパッケージ、地図データ等についての所有権等の権利は受注者または第三者に留保されるものとする。

第11条 （契約不適合責任について）

契約不適合責任期間中に発注者が示した仕様書との不一致、又は不具合が発見された場合、受注者は無償で是正措置を行うこととする。なお、機器の納入、検査後、1年間を契約不適合責任期間とする。

第12条 （妨害又は不当要求に対する通報義務）

- 1 受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- 2 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、納入期限内に完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

第13条 （個人情報の保護）

本件の実施にあたり、受注者は、個人情報保護法の趣旨を理解し、別紙1「個人情報取扱特記事項」の内容を遵守しなければならない。

第二章 構築

第14条 （作業条件）

- 1 各務原市の規定する情報セキュリティに関する規約を遵守することとする。
- 2 作業にあたっては、各務原市及び連携するネットワーク管理業者との調整を十分に行うこととする。
- 3 関係者との調整においては、受注者自らが課題整理及び検討日時を調整することとする。また、その際に必要となる資料については、受注者が準備することとする。
- 4 作業実施にあたり、一元的な窓口を設け対応することとする。
- 5 水道部水道施設課および下水道課の通常業務に支障が生じないように調整し、作業することとする。
- 6 納入する機器については、既存のパソコンに接続されている機器（プリンター、スキャナー等）との接続、動作確認を行うこととする。

第15条 （資料収集整理）

受注者は、発注者より貸与されるデータ移行作業に必要な資料を収集し、円滑な移行作業が実施できるように整理する。なお、発注者より貸与するデータは以下のとおりとする。

（１） マッピングシステムのデータ提供形式

- ・ Shape データ

（２） ファイリングデータのデータ提供形式

- ・ 画像データ

- ・ c s v データ（画像データ名に紐づく属性情報一覧）

その他、必要となるデータおよび資料等については発注者および受注者協議のうえ貸与する。

第16条 （データ移行）

発注者より貸与される GIS データおよびファイリングデータについて新システムで利用可能なようデータ調査・変換・調整を行う。なお、変換後のデータについて、上下水道図形の接続データの接合関係の論理チェックや属性登録データ内容の確認等を実施し、不整合、不備データの抽出・修正を要する数量を取りまとめ、その結果を発注者に報告するものとする。なお、結果後の取扱いについては発注者および受注者にて別途協議とする。また、システムの本稼働日までの現行システムからのデータ移行を適切に行うこと。

第17条 （料金データ取込）

発注者より貸与する料金データより新システムで必要なデータ項目を取込み、水栓番号を基に連携する。料金データは家名情報、給水装置の属性情報、管網解析における使用水量として活用するものとする。

第18条 （ハードウェアの承認）

システムのうち、購入するハードウェアは本仕様を満たす最新の機器であるとともに、承認図書を提出し、承認を受けた機器を納入しなければならない。

第19条 （ソフトウェアの承認）

システムのうち、購入するソフトウェアは本仕様を満たすソフトウェアであり、ソフトウェアの内容について承認図書を提出し承認を受けるとともに、購入するハードウェア及び既存のハードウェアによる動作確認承認を受けたソフトウェアを納入しなければならない。

第20条 （ハードウェアの仕様）

購入するハードウェアは、サーバ 1 台、携帯用端末 1 台とし、クライアント端末は発注者が用意するものとする。セキュリティ対策により社内ネットワークから直接インターネット接続はできないため、セットアップおよびシステム導入において留意すること。

（１） ソフトウェアが快適に使用できることは勿論、既存の周辺機器及びネットワークの環境で効率よく動作しなければならない。

（２） サーバは、OS に WindowsServer2022Standard を搭載し、メモリ 32GB 以上、ハードディスク 2TB(RAID 構成)以上の機能を備えなければならない。発注者が用意する標準のクライアント端末は、OS に Windows11Pro(64bit 版) を搭載し、メモリ 16GB 以上、ハードディスク 500GB 以上とする。

（３） サーバには、停電時などにシステムに損傷が生じないように、無停電電源装置を接続す

- ること。
- (4) サーバについて、バックアップソフトウェアにより定期的なバックアップを取得すること。
- (5) システムに不具合が生じるなど緊急の際に、早急復旧ができるよう対策・処置方法を立案すること。また、内容の承認を受けること。
- (6) 受注者は、サーバについて、システムの導入から5年以上の動作保証をすることとする。
- (7) サーバには、OADG キーボード (109 キー/USB) 光学式マウス、モニター (17 インチ以上) その他システムを運用する上で必要となる付属物を用意することとする。
- (8) 携帯用端末は、OS に Windows11Pro(64bit 版)を搭載し、メモリ 16GB 以上、ハードディスク 500GB 以上とする。
- (9) ハードウェアは、発注者の指定する日時までに各務原市三井東町 4 丁目 32 番地水道施設庁舎 2 階の水道施設課に納品することとする。また、インストール等セットアップも受注者が行うこととし、既存の周辺環境で動作することを確認することとする。また、以下のプリンタ等との接続も行うこととする。
- ・複合機
KONICAMINOLTA bizhubC450i (LAN接続)
 - ・プリンタ
NEC MultiWriter8450N (LAN接続)
 - ・プロッタ (プロッタについては、現地セットアップも本契約に含むものとする)
HP DesignJet T930 (LAN接続)
- (10) システムを導入する際、以下のサーバ作業、クライアント作業を施すこと。なお、設定する内容及び手順については、発注者の指示に従うこと。
- ① 個別 IP アドレスの設定。(発注者作業)
 - ② 個別コンピュータ名の設定。(発注者作業)
 - ③ ドメインへの参加。(発注者作業)
 - ④ パソコンへのローカルユーザ(USER 権限)の設定。(発注者作業)
 - ⑤ プリンタドライバのインストール。(受注者作業)
- (11) 以下の個別ソフトウェアは、発注者が用意し設定を行う。
- ① 情報推進課が所有するウイルスソフトのインストール (ウイルスバスター)
 - ② 情報推進課が所有する監視ツールのインストール (SKYSEA)

第21条 (ソフトウェアの仕様)

- 1 システムは HTTP 通信を利用したリッチクライアント型の Web システムを基本とし、機能は別紙「機能要件一覧 (1)」に記載の機能を有するものとする。
- 2 導入するソフトウェアライセンスは下表のとおりとする。

システム区分	ライセンス数	システム利用形態
マッピング閲覧システム	15	—オンプレミス方式— 庁内ネットワーク端末：64 台 窓口端末 (独立系)：8 台
入力更新システム	5	ライセンス方式：同時稼働

ファイリングシステム	15	
水理解析システム	2	
大判出図（定型出図）	2	
大判出図（小縮尺出図）	2	
設備集計システム	2	

3 携帯用端末システムにおいては、スタンドアロン方式とし、機能は別紙「機能要件一覧（２）」に記載の機能を有するものとする。

導入するソフトウェアライセンスは下表のとおりとする。

システム区分	ライセンス数	システム利用形態
携帯端末用マッピング閲覧システム	1	—スタンドアロン方式— 携帯用端末：1 台
携帯端末用ファイリングシステム	1	
データ同期機能	1	

第22条 （システム導入）

クライアント端末にシステムを導入する前に、検証機を 1 台作成し、情報推進課が保有するウィルス対策ソフト（ウィルスバスター）と監視ツール（SKYSEA）既存パソコンに導入されている水道会計システム、上下水道管路情報システム、上下水道料金システム、給水受付システムをインストールしたうえでシステムに課題が発見されないか検証することとする。これらの検証には水道施設課、情報推進課、水道事業庁舎のネットワーク管理会社等と必要に応じて協議することとし、協議の際に必要な資料等については受注者で準備することとする。

第23条 （操作研修）

導入後のシステム運用が円滑に行われるよう、受注者は、本システムの研修計画を作成し、講師を派遣して研修を行うものとする。研修は発注者が準備する会場において、以下の内容を実施するものとする。

（１） システム管理者研修

システム管理者に対し、データバックアップ、システムの設定変更、運用方法を中心とした研修を行うものとする。

（２） データ更新者研修

データ更新者に対し、データの更新方法を中心とした研修を行うものとする。

（３） 管網解析研修

管網解析利用者に対し、解析業務を中心とした研修を行うものとする。

（４） 一般職員研修

システム利用者に対し、起動、検索、表示等の基本的な使用方法を中心とした研修を行うものとする。

第24条 （納入品）

本件における納入品は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| （１） 実施報告書 | 1 式 |
| （２） システム要件定義書、データ定義書 | 1 式 |
| （３） システムライセンス（使用権） | 1 式 |

- | | |
|---------------|-----|
| (4) ハードウェア機器等 | 1 式 |
| (5) 操作マニュアル | 1 式 |

第三章 保守

第25条 (保守概要)

- 1 本契約で調達したシステムについては、第 25 条に記載する作業項目について、受注者による保守業務委託を行うこととする。なお、その保守業務委託の詳細については、保守のサービスレベルを協議して定め、別途業務委託を結ぶこととする。また、業務委託に係る費用については、月額の上限を本契約の契約金額の 1.67%とする。
- 2 システムの引渡し後、ハードウェアについては 5 年間の保証期間を設けることとする。この期間に生じた故障・トラブル等について、受注者は速やかに発注者の指示に基づき、修理・修正及び取替えを行わなければならない。これに要する費用は全て受注者の負担とする。ただし、天災及び発注者が受注者の許可なくシステムの改変を行った場合はこの限りではない。
- 3 システムの使用権は保守業務委託締結期間、発注者が有するものとする。
- 4 本契約に伴う保守業務委託終了時において、全部若しくは一部の解除、またはその他の事由により本業務が終了となる場合は、システムのマッピングデータおよびファイリングデータを汎用的なデータ形式に変換し提供すること。また、レイヤ構成、コードテーブル、ファイリングリンクテーブル等、他事業者が理解できるようにドキュメントを作成すること。

第26条 (システム保守)

- 1 システム保守要件は、以下を原則とし詳細は別途契約締結するシステム保守仕様書に定める。
 - (1) 対象製品の不具合の原因を特定し、ハードウェアに起因する場合はメーカーに速やかにエスカレーションし対応すること
 - (2) システムが正常に作動するための補修、取替え、又は訂正のための作業
 - (3) 対象製品の使用に関する e-mail、電話によるサポート (平日 9 時～17 時)
 - (4) 対象製品に関する最新の情報の提供
 - (5) 対象製品の最新 OS への対応状況等、改良を行った場合のバージョンアップ資料の提供
 - (6) クライアント端末及び周辺機器更新への対応
 - (7) 定期サポート (2 回/年) バックアップ、ユーザ設定等
 - (8) 現地対応 (連絡後、翌営業日から 3 日以内)
 - (9) 技術相談
 - (10) 設定調整
- 2 以下に記載する内容については、保守対象外とする。
 - (1) 取扱い上の不注意など発注者の使用上の責に帰する事由
 - (2) 火災、風水害、地震等の天災地変及びその他不可抗力による障害
 - (3) マニュアルに記載された操作方法以外の方法により発生した障害
 - (4) 当初初期設定から相談および許可のない設定変更

第27条 (成果品)

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- (1) 作業報告書 (議事録含む) 1 式